

子ども施策の評価にかかる子どもの意見について(案)

1 趣旨

子ども施策の決定、実施、評価にあたっては、その対象となる子ども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずること(こども基本法第11条)とされている。

本市わくわくプラン策定時には、子ども、若者を対象とするアンケート(定量調査)、なごっちフレンドズワークショップ、高校生まちづくりプロジェクトでの聞き取り、各種イベント時に子どもに対するアンケート調査や様々な年齢の子ども、声をきかれにくい子どもを対象にヒアリングも実施した。

一方、子ども施策の評価に子どもの意見を反映する仕組みが現状ないことから、どのようにすれば、子どもの意見等を施策の評価に反映できるか、検討を行うもの。

2 検討のポイント

(1) 意見聴取の方法

- ・アンケートによる定量調査、ワークショップ、ヒアリングによる定性調査
- ・聞き手役に大学生の活用 等

(2) 意見聴取の対象とする子ども

- ・子どものみで構成する新たな会議体を設置
- ・実際に事業を利用する子ども 等

(3) 評価の対象とする事業

ア 施策全体

評価の対象施策や意見自体が曖昧になり(例えば「良いまちにしてほしい、楽しく過ごすことができるようにしてほしい」)、フィードバックが子どもに実感しづらいものになる恐れがある。

イ わくわくプラン掲載事業

271事業のうち、小、中、高校生の子どもに直接関係する事業が62事業。

ウ 子どもが実際に利用している個別事業

児童館、トワイライトスクール、学習支援事業等

3 イメージ案

別添のとおり

イメージ
1



○内容

子どものみで構成される会議体にて、年に複数回のワークショップ等を通じ、意見をまとめ市へ提出。

○類似事業

(国)こども若者★いけんプラス

(千葉市)こども・若者会議 (多治見市)たじみ子ども会議、(豊田市)子ども会議

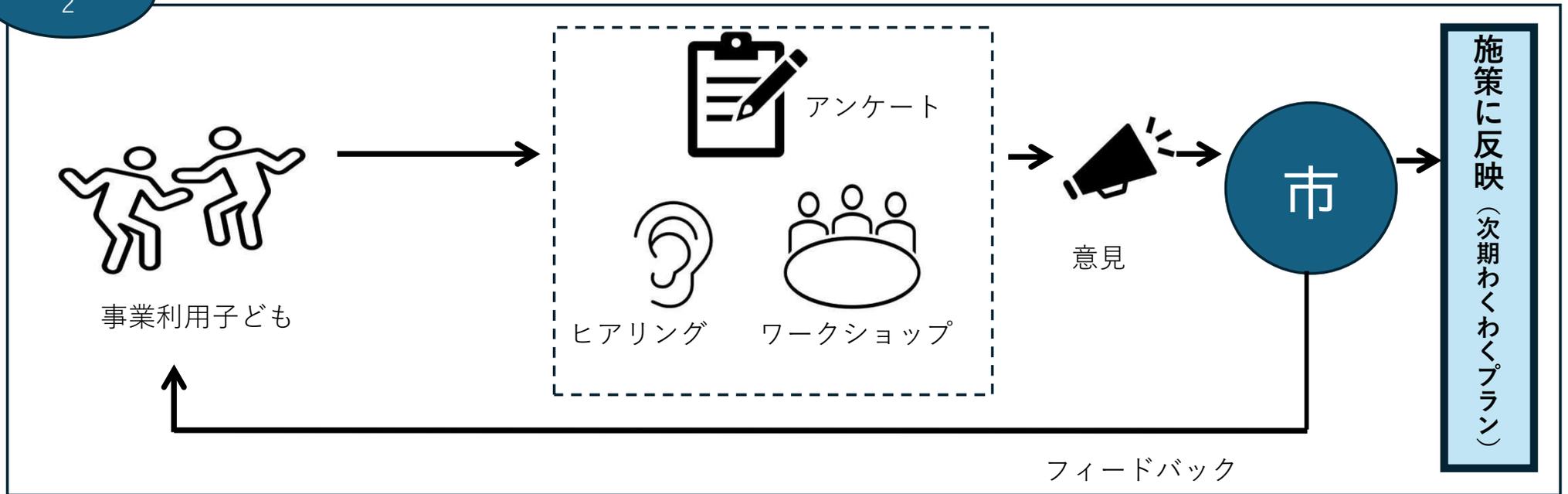
(本市)なごっちフレンズ、高校生アクションプロジェクト

○メリット

・情報提供を丁寧に実施できるため、子どもの理解を踏まえた意見聴取が可能

○デメリット

・メンバーの確保 ・特定の子どもの意見 ・会議体の運営にかかる体制、予算の確保 ・本市類似事業の整理



○内容

児童館、学習支援事業、トワイライトスクール等、実際に利用する子どもからの事業に対する意見をまとめ市へ提出。
毎年度1~2事業実施し、わくわくプランの評価時にあわせて公表。

○類似事業

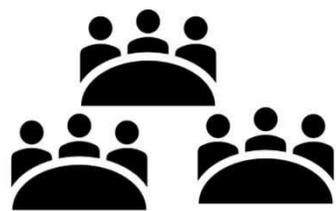
(新潟市)新潟県立大学との包括連携の一環として、大学生がファシリテータとなり、児童館利用子どもの意見聴取を実施。

○メリット

・具体的な意見があがる可能性が高いため、フィードバックを子どもが実感しやすい。

○デメリット

・事業単位の評価にとどまる可能性がある。(施策全体ではない)



子ども・子育て支
援協議会委員への
参画



意見



施策に反映
(次期わくわくプラン)

フィードバック



○内容

審議会の委員に子ども・若者委員枠を設定し、審議会で意見を述べてもらう。

○類似事業

(大阪市)こども・若者委員 (岡山市) 審議会委員に大学生と若者を選任

○メリット

・審議会において、直接、子ども・若者の声を聴くことができる。

○デメリット

・子ども委員に対して、事前の施策や会議内容についての丁寧な情報提供が必要
・子ども・若者の参加のため、審議会の開催日時の検討要
・特定の子どもの意見